

お客様各位

日本海信用金庫

各種預金規定等の一部改定のお知らせ

平素は日本海信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、2020年4月1日の民法改正等を踏まえ2020年4月1日より預金規定等の一部を改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客様に対しても適用されます。

記

1. 対象預金規定等

- 普通預金規定（個人・法人用）
- 貯蓄預金規定（個人限定）
- 普通預金（無利息型普通預金を含む）、納税準備預金、貯蓄預金、通知預金共通規定
- 定期性総合口座取引規定
- 定期預金規定 ※次の規定を掲載
 - 期日指定定期預金規定
 - 自由金利型定期預金(M型)規定（スーパー定期）
 - 自動継続自由金利型定期預金(M型)規定（スーパー定期）
 - 自由金利型定期預金規定（大口定期）
 - 変動金利定期預金規定
 - 定期預金共通規定
 - 自動継続期日指定定期預金規定
 - 自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期）
 - 自動継続変動金利定期預金規定
- 定期積金規定
- 財形年金預金規定
- 財形住宅預金規定
- 財産形成積立定期預金規定
- 財産形成期日指定定期預金規定
- 財産形成預金共通規定〔新設〕
- 積立定期預金規定
- 積立式期日指定定期預金規定
- 積立定期預金共通規定〔新設〕
- 盗難通帳等による預金等の不正な払戻し被害の補てん等に関する特約
- 休眠預金等活用法共通規定
- キャッシュカード規定
- デビットカード取引規定
- ICキャッシュカード特約
- 納税準備預金規定
- 通知預金規定（個人・法人用）

2. 改定日 2020年4月1日

3. 主な改定事項

| | |
|-----------|--|
| 契約の成立 | 預金等について、当金庫が承諾をしたときに契約が成立する旨定めました。 |
| 成年後見人等の届出 | 民法改正により「制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人」である場合に、代理行為の取消しができる旨定められたため、預金者の後見人等について、家庭裁判所の審判により、法定後見制度の対象となった場合には、当金庫への届け出を行っていただくよう変更しました。 |
| 満期日前解約 | 民法改正により、預金者（委託者）から信用金庫（受託者）に対し期限前返還請求ができる旨定められましたが、定期預金等の満期日前解約について、制限がある旨明確化しました。 |
| 規定の変更 | 預金規定等を変更する場合には、ホームページによる事前周知を行う旨定めました。 |

※改定後の規定はホームページ <https://nihonkaishinkin.co.jp/deposit-rules.html> に掲載しています。

※改定前後の条文については、別紙「主な改定事項にかかる条文（例）」を参照ください。

以上

「主な改定事項にかかる条文（例）」

別紙

【契約の成立】

「普通預金規定」より抜粋

| | |
|---|---|
| 次の項目を新設します | |
| 1. (預金契約の成立) 当金庫は、お客様から当金庫所定の普通預金および無利息型普通預金（以下「この預金」といいます。）の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときにこの預金に係る契約が成立するものとします。 | |
| 対象規定 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 普通預金規定 ■ 定期性総合口座取引規定 ■ 財形年金預金規定 ■ 財産形成期日指定定期預金規定 ■ キャッシュカード規定 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 納税準備預金規定 ■ 定期預金規定 ■ 財形住宅預金規定 ■ 積立定期預金規定 ■ デビットカード取引規定 |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 貯蓄預金規定 ■ 定期積金規定 ■ 財産形成積立定期預金規定 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 通知預金規定 ■ 当座勘定規定（一般用） ■ 積立式期日指定定期預金規定 |

【成年後見人等の届出】

「普通預金、納税準備預金、貯蓄預金、通知預金共通規定」より抜粋

| 改定後（下線部を追加変更します） | 改定前 |
|---|--|
| 6. (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。 <u>また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。</u> | 2. (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。 |
| 対象規定 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 普通預金、納税準備預金、貯蓄預金、通知預金共通規定 ■ 定期預金規定（共通規定） ■ 財産形成預金共通規定 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 定期性総合口座取引規定 ■ 定期積金規定 ■ 当座勘定規定（一般用） ■ 積立定期預金共通規定 |

【満期日前解約】

「定期預金規定 自由金利型定期預金(M型)規定（スーパー定期）」より抜粋

| | |
|--|--|
| 次の項目を追加します | |
| 2. (利息) (2) の2 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。 | |
| 対象規定 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 定期預金規定 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 定期積金規定 |

【規定の変更】

「普通預金、納税準備預金、貯蓄預金、通知預金共通規定」より抜粋

| | |
|---|---|
| 次の項目を新設します | |
| 1 1. (規定の変更) (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又はその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。 | |
| 対象規定 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 普通預金、納税準備預金、貯蓄預金、通知預金共通規定 ■ 定期預金規定（共通規定） ■ 財産形成預金共通規定 ■ デビットカード取引規定 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 定期積金規定 ■ 積立定期預金共通規定 ■ I Cキャッシュカード特約 |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 定期性総合口座取引規定 ■ 当座勘定規定（一般用） ■ キャッシュカード規定 ■ 休眠預金等活用法共通規定 | |